

北海道医師国保組合の組合員の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の**発熱外来認定医療機関**が、行政検査としてPCR検査又は抗原検査を自院で実施した場合に**自家診療を認め療養の給付**をいたします。

【自家診療を認める場合】

- ① 委託契約された医療機関で行政検査(公費負担の対象)を実施した方 ⇒ **自家診療を認める**
- ② 今後委託契約する医療機関で行政検査(公費負担の対象)を実施した方 ⇒ **自家診療を認める**

組合規約取扱規則第18条第1項第4号として自家診療を認めます。
ただし第19条第1項の給付範囲は適用されます。

※自家診療が認められる費用

PCR検査又は抗原検査費用と検査判断料の合計(当該検査費用の自己負担分(3割)が公費負担、保険者負担(7割))となります。

※ 基本診療料、医学管理等、在宅医療、冬期療養担当手当については支給対象となりません。(第19条第1項)

※ 行政検査のため公費扱いとなり、自己負担はございません。

※ 令和2年1月1日から実施した検査を対象といたします。

- **自家診療**の診療報酬の請求は、**検査費用のみ**を記載した診療報酬明細書を北海道国保団体連合会に提出して下さい。
その他の項目が記載された場合、レセプト返戻いたします。

発熱外来認定(事後も可)医療機関の行政検査に限ります。

ご不明な点は、北海道医師国保組合にお問い合わせ下さい。

北海道医師国民健康保険組合

電話：011-271-7471

email：kokuho@hokkaido.med.or.jp

http：[//www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/](http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/)